

(役員又は使用人の届出)

第三百二条 損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、その役員又は使用人(少額短期保険募集人の役員又は使用人にあつては、特定少額短期保険募集人に限る。)に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(立入検査等)

第三百五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(業務改善命令)

第三百六条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該特定保

(役員又は使用人の届出)

第三百二条 損害保険代理店又は保険仲立人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(立入検査等)

第三百五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(業務改善命令)

第三百六条 内閣総理大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度にお

險募集人又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三百七条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 特定保険募集人が第二百七十九条第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。)、第九号(同項第六号に係る部分を除く。)、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなったとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。)、第九号(同項第六号に係る部分を除く。))若しくは第十号のいずれかに該当することとなったとき。

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は特定保険募集人若しくは保険仲立人の所在(法人である場合にあつては、その法人を代表する役員)

いて、当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三百七条 内閣総理大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 生命保険募集人若しくは損害保険代理店が第二百七十九条第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。)、第九号(同項第六号に係る部分を除く。)、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなったとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。))、第九号(同項第六号に係る部分を除く。))若しくは第十号のいずれかに該当することとなったとき。

二・三 (略)

2 内閣総理大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の所在(法人である場合にあ

所在) を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定保険募集人又は保険仲立人から申出がないときは、当該特定保険募集人又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。

3 (略)

(登録の抹消等)

第三百八条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、特定保険募集人又は保険仲立人の登録を抹消しなければならない。

一・二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により特定保険募集人に関する登録を抹消したときは、当該特定保険募集人に係る所属保険会社等に対する旨を通知しなければならない。この場合において、当該所属保険会社等は、第二百八十五条第一項に規定する原簿から当該特定保険募集人に係る記載を削除しなければならない。

(保険契約の申込みの撤回等)

第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申

つては、その法人を代表する役員(の所在) を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人から申出がないときは、当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。

3 (略)

(登録の抹消等)

第三百八条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、生命保険募集人損害保険代理店又は保険仲立人の登録を抹消しなければならない。

一・二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により生命保険募集人又は損害保険代理店に関する登録を抹消したときは、当該生命保険募集人又は損害保険代理店に係る所属保険会社に対する旨を通知しなければならない。この場合において、当該所属保険会社は、第二百八十五条第一項に規定する原簿から当該生命保険募集人又は損害保険代理店に係る記載を削除しなければならない。

(保険契約の申込みの撤回等)

第三百九条 保険会社(外国保険会社を含む。以下この条において「同じ。」)に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、

込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一五（略）

六 申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合

2 前項第一号の場合において、保険会社等又は外国保険会社等は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社等又は外国保険会社等は、当該書面を交付したものとみなす。

3・4（略）

5 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。

6 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領している

書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一五（略）

六 申込者等が保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合

2 前項第一号の場合において、保険会社は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該書面を交付したものとみなす。

3・4（略）

5 保険会社は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。

6 保険会社は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対

ときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭のうち前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。

7 特定保険募集人その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

8 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保険会社等又は外国保険会社等に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払った場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。

9・10 (略)

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第三百十一条 第二百二十二条の二第四項、第二百二十九条(第一百七十九条第二項及び第二百七十一条第三項)において準用する場合を含む。

()、第二百一条(第二百十二条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百二十七条(第二百三十五条第六項及び第二百七十一条第三項)において準用する場合を含む。)、第二百六十五条の四十六、第二百七十一条の九、第二百七十一条の十三(第二百七十二条の三十四第一項)において準用する場合を含む。

し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭のうち前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。

7 生命保険募集人、損害保険代理店その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

8 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保険会社に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払った場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。

9・10 (略)

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第三百十一条 第二百二十二条の二第四項、第二百二十九条(第一百七十九条第二項及び第二百七十一条第三項)において準用する場合並びに第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。

()、第二百一条(第二百十二条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合並びに第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二百二十七条(第二百三十五条第六項及び第二百七十一条第三項)において準用する場合を含む。

む。）、第二百七十一条の二十八（第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）、第二百七十二条の二十三（第一百七十九条第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

(財務大臣への協議)

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社等、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三百二十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五十五条、第二百三十条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条第一項、第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項（第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。）又は第二百七十二条の二十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 (略)

- 三 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五十五条、第二百六条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百七十二条の二十六第一項又

。）、第二百六十五条の四十六、第二百七十一条の九、第二百七十一条の十三、第二百七十一条の二十八又は第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

(財務大臣への協議)

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三百二十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五十五条、第二百三十条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条第一項又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 (略)

- 三 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五十五条、第二百六条、第二百三十一条又は第二百三十二条の規定による第三条第一項、第百

は第二百七十二条の二十七の規定による第三条第一項、第百八十五条第一項若しくは第二百十九条第一項の免許又は第二百七十二條第一項の登録の取消し

四 (略)

2 (略)

(財務大臣への通知)

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項、第百八十五条第一項若しくは第二百十九条第一項の規定による免許又は第二百七十二條第一項の規定による登録

二 第百六条第四項(第二百六十条第二項に規定する破綻^{てん}保険会社に該当する保険会社その他の内閣府令・財務省令で定める保険会社を子会社としようとする場合に限る。)、第百三十九条第一項

(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)、第

百四十二条(第二百七十二條の三十第一項において準用する場合

を含む。)、第百五十三條第一項、第百六十七條第一項、第二百

八条、第二百三十三條、第二百七十一條の十第一項若しくは第二

項ただし書、第二百七十一條の十八第一項若しくは第三項ただし

書、第二百七十一條の三十一第一項から第三項まで、第二百七十

二條の三十一第一項若しくは第二項ただし書又は第二百七十二條

の三十五第一項若しくは第三項ただし書の規定による認可又は承

認

八十五条第一項又は第二百十九条第一項の免許の取消し

四 (略)

2 (略)

(財務大臣への通知)

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三条第一項、第百八十五条第一項又は第二百十九条第一項の規定による免許

二 第百六条第四項(第二百六十条第二項に規定する破綻^{てん}保険会社に該当する保険会社その他の内閣府令・財務省令で定める保険会社を子会社としようとする場合に限る。)、第百三十九条第一項

、第百四十二条、第百五十三條第一項、第百六十七條第一項、第

二百八条、第二百三十三條、第二百七十一條の十第一項若しくは

第二項ただし書、第二百七十一條の十八第一項若しくは第三項た

だし書又は第二百七十一條の三十一第一項から第三項までの規定

による認可

三 第三百二十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条、第二百三十条第一項、第二百三十一条、第二百四十条の三、第二百四十一条第一項、第二百四十七条第五項、第二百五十八條第二項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第四項、第二百七十一条の十四（第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項（第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の十八第五項、第二百七十一条の二十九若しくは第二百七十一条の三十一項若しくは第四項（これらの規定を第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十二條の二十五第一項、第二百七十二條の二十六第一項若しくは第二項、第二百七十二條の三十一第四項又は第二百七十二條の三十五第五項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

四 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五條、第二百六條、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定による第三條第一項、第百八十五條第一項若しくは第二百十九條第一項の免許の取消し又は第二百七十二條の二十六第一項若しくは第二百七十二條の二十七の規定による第二百七十二條第一項の登録の取消し

五 第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し、第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し、第二百七十二條の三十四第一項

三 第三百二十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条、第二百三十条第一項、第二百三十一条、第二百四十条の三、第二百四十一条第一項、第二百四十七条第五項、第二百五十八條第一項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第四項、第二百七十一条の十四、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項、第二百七十一条の十八第五項、第二百七十一条の二十九又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

四 第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五條、第二百六條、第二百三十一条又は第二百三十二条の規定による第三條第一項、第百八十五條第一項又は第二百十九條第一項の免許の取消し

五 第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し

において準用する第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十二条の三十一第一項若しくは第二項ただし書の承認の取消し又は第二百七十二条の四十第二項において準用する第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の承認の取消し

六・七 (略)

2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出(第一号及び第四号に掲げる規定による届出にあつては、内閣府令・財務省令で定める場合に係るものに限る。)があつたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一〇三 (略)

四 第二百七十二條の二十一第一項(第六号に係る部分に限る。)

(財務大臣への資料提出等)

第三百十一条の四 (略)

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^統処理制度及び金融危機管理に関し、保険業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保険会社等、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店(第二百十九条第一項に規定する総代理店をいう。)、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険主要株主、少額短期保険持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

六・七 (略)

2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出(第一号に掲げる規定による届出にあつては、内閣府令・財務省令で定める場合に係るものに限る。)があつたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一〇三 (略)

(新設)

(財務大臣への資料提出等)

第三百十一条の四 (略)

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^統処理制度及び金融危機管理に関し、保険業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店(第二百十九条第一項に規定する総代理店をいう。)、保険主要株主、保険持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三百十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けな
いで保険業を行った者

二 第七条の二（第九十九条において準用する場合を含む。）の
規定に違反して、他人に保険業を行わせた者

三 不正の手段により第二百七十二條第一項の登録を受けた者

四 第二百七十二條の九の規定に違反して、他人に少額短期保険業
を行わせた者

第三百十五條の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違
反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

一 三 （略）

四 第二百七十二條の三十五第一項の規定による内閣総理大臣の承
認を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額
短期保険業者を子会社とする持株会社になつたとき、又は少額短
期保険業者を子会社とする持株会社を設立したとき。

五 第二百七十二條の三十五第三項の規定に違反して同項に規定す
る猶予期限日を超えて少額短期保険業者を子会社とする持株会社
であつたとき。

六 第二百七十二條の三十五第五項の規定による命令に違反して少
額短期保険業者を子会社とする持株会社であつたとき、又は第二

第三百十五條 第三条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許
を受けないで保険業を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百十五條の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違
反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

一 三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

百七十二條の四十第二項において準用する第二百七十一條の三十第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつたとき。

第三百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三百二十二條第一項、第三百三十三條、第二百四條第一項、第二百五條、第二百三十條第一項、第二百三十一條、第二百四十一條第一項、第二百七十一條の三十第一項若しくは第四項(第二百七十二條の四十第二項において準用する場合を含む。)、又は第二百七十二條の二十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三(五) (略)

六 第九十條第五項、第二百二十三條第五項又は第二百七十二條の五第五項の規定に違反した者

七 (略)

第三百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第一百十條第一項(第九十九條において準用する場合を含む。)

(若しくは第二項(第二百七十二條の十六第三項において準用す

第三百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三百二十二條第一項、第三百三十三條、第二百四條第一項、第二百五條、第二百三十條第一項、第二百三十一條、第二百四十一條第一項又は第二百七十一條の三十第一項若しくは第四項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三(五) (略)

六 第九十條第五項又は第二百二十三條第五項の規定に違反した者

七 (略)

第三百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第一百十條(第九十九條において準用する場合を含む。)、第九十五條又は第二百七十一條の二十四の規定に違反して、これ

る場合を含む。）、第九十五条、第二百七十一条の二十四第一項（第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。）、又は第二百七十二條の十六第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

一 第二百一十一条第一項（第九十九条及び第二百七十二條の十七において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（第二百七十一條の十七において準用する場合を含む。）、又は第二百七十一條の二十五第一項（第二百七十二條の四十第一項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 第二百二十八條第一項若しくは第二項、第二百一十條第一項若しくは第二項、第二百二十六條第一項若しくは第二項、第二百七十一條の八、第二百七十一條の十二（第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一條の二十七第一項（第二百七十二條の四十第二項において準用する場合を含む。）、又は第二百七十二條の二十二第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二百二十九條第一項若しくは第二項、第二百一十條第一項若しくは第二項、第二百二十七條第一項若しくは第二項、第二百七十一條

らの規定に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

一 第二百一十一条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）、若しくは第二項又は第二百七十一條の二十五第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 第二百二十八條第一項若しくは第二項（第二百七十一條の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百一十條第一項若しくは第二項（第二百七十一條の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百二十六條、第二百七十一條の八、第二百七十一條の十二又は第二百七十一條の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二百二十九條第一項若しくは第二項（第二百七十一條の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百一十條第

条の九第一項、第二百七十一条の十三第一項(第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。)、第二百七十一条の二十八第一項若しくは第二項(第二百七十二條の四十第二項において準用する場合を含む。)
若しくは第二百七十二條の二十三第一項若しくは第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

五 第二百七十九條第二項において準用する第二百二十八條第一項若しくは第二百七十二條の二十二第一項、第二百二十二條第六項において準用する第二百一條第一項又は第二百三十五條第六項において準用する第二百二十六條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第二百七十九條第二項において準用する第二百二十九條第一項若しくは第二百七十二條の二十三第一項、第二百二十二條第六項において準用する第二百一條第一項、第二百三十五條第六項において準用する第二百二十七條第一項又は第二百七十一条第三項において準用する第二百二十九條第一項、第二百一條第一項、第二百二十七條第一項若しくは第二百七十二條の二十三第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第二百七十一条の三十第一項(第二百七十二條の四十第二項において準用する場合を含む。)
の規定による命令(取締役、執行

一 項若しくは第二項(第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二百二十七條、第二百七十一条の九第一項、第二百七十一条の十三第一項若しくは第二百七十一条の二十八第一項若しくは第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

五 第二百七十九條第二項において準用する第二百二十八條第一項、第二百二十二條第六項において準用する第二百一條第一項又は第二百三十五條第六項において準用する第二百二十六條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 第二百七十九條第二項において準用する第二百二十九條第一項、第二百二十二條第六項において準用する第二百一條第一項、第二百三十五條第六項において準用する第二百二十七條、第二百七十一条第三項において準用する第二百二十九條第一項、第二百七十一条第三項において準用する第二百一條第一項若しくは第二百七十一条第三項において準用する第二百二十七條の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第二百七十一条の三十第一項の規定による命令(取締役、執行役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命

役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。)に違反した者

八 第三百十条第一項の規定により付した条件(第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の規定による認可又は第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の規定による承認に係るものに限る。)に違反した者

第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

一の二 第二百七十二条の二第二項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二六 (略)

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一六 (略)

七 第二百七十二条の三十六第一項の承認申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

八 第二百七十二条の五第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかった者

九 (略)

命令を除く。)に違反した者

八 第三百十条第一項の規定により付した条件(第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。)に違反した者

第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

(新設)

二六 (略)

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一六 (略)

(新設)

(新設)

七 (略)

第三百二十二条 保険会社等の保険管理人若しくは保険計理人又は相互会社の発起人、取締役、執行役、監査役、第二十七条第三項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項（第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社等に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

第三百三十条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 相互会社の創立總會、社員總會、總代会、社債権者集会若しくは債権者集会、株式会社が第六十八条第一項若しくは第二項の組織変更をする場合の保険契約者總會若しくは保険契約者總代会又は外国相互会社の社債権者集会若しくは債権者集会における発言又は議決権の行使

第三百二十二条 保険会社の保険管理人若しくは保険計理人又は相互会社の発起人、取締役、執行役、監査役、第二十七条第三項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項（第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2・3 (略)

第三百三十条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 相互会社の創立總會、社員總會、總代会、社債権者集会若しくは債権者集会、株式会社が第六十八条第一項の組織変更をする場合の保険契約者總會若しくは保険契約者總代会又は外国相互会社の社債権者集会若しくは債権者集会における発言又は議決権の行使

二 (略)

三 社員総数の千分の五、千分の三若しくは千分の一以上に相当する数若しくは三千名若しくは千名以上の社員(特定相互会社にあつては、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第五十条第一項に規定する政令で定める数以上の社員)、九名若しくは三名以上の総代又は相互会社における社債総額の十分の一以上に当たる社債権者の権利の行使

四 (略)

2・3 (略)

第三百三十一条 保険会社等の保険管理人又は相互会社の取締役、執行役、監査役、第二十七条第三項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項(第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人その他の使用人(第三項及び第四項において「保険管理人等」という。)が、株主又は社員若しくは総代の権利の行使に関し、保険会社等又はその子会社(商法第二百十一条ノ二(保険会社等が相互会社であるときは、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第七項)に規定する子会社をいう。第三項において同じ。)の計算において財

二 (略)

三 社員総数の千分の五、千分の三若しくは千分の一以上に相当する数若しくは三千名若しくは千名以上の社員、九名若しくは三名以上の総代又は相互会社における社債総額の十分の一以上に当たる社債権者の権利の行使

四 (略)

2・3 (略)

第三百三十一条 保険会社の保険管理人又は相互会社の取締役、執行役、監査役、第二十七条第三項若しくは第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法第六十七条ノ二の取締役、執行役若しくは監査役の職務代行者、第五十一条第二項若しくは第五十三条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項(第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人その他の使用人(第三項及び第四項において「保険管理人等」という。)が、株主又は社員若しくは総代の権利の行使に関し、保険会社等又はその子会社(商法第二百十一条ノ二(保険会社等が相互会社であるときは、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第七項)に規定する子会社をいう。第三項において同じ。)の計算において財産上の

産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

3 株主又は社員若しくは総代の権利の行使に関し、保険会社等又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを保険管理人等に要求した者も、同項と同様とする。

4・5 (略)

第三百三十三条 保険会社等の発起人、取締役、執行役、監査役、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項(第二百七十二条の三十第二項において準用する場合を含む。)に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人、商法第三百九十一条第一項(第五百五十一条において準用する場合を含む。)の整理委員、同法第三百九十七条第一項(第五百五十一条において準用する場合を含む。)の監督員、同法第三百九十八条第一項(第五百五十一条において準用する場合を含む。)の管理人、同法第四百四十四条第一項(第八十四条において準用する場合を含む。)の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七条第三項、同法第八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第四百三十条第一項(第八十三条第一項において準用す

利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

3 株主又は社員若しくは総代の権利の行使に関し、保険会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを保険管理人等に要求した者も、同項と同様とする。

4・5 (略)

第三百三十三条 保険会社の発起人、取締役、執行役、監査役、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人、商法第三百九十一条第一項(第五百五十一条において準用する場合を含む。)の整理委員、同法第三百九十七条第一項(第五百五十一条において準用する場合を含む。)の監督員、同法第三百九十八条第一項(第五百五十一条において準用する場合を含む。)の管理人、同法第四百四十四条第一項(第八十四条において準用する場合を含む。)の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七条第三項、同法第八十八条第四項若しくは商法特例法第二十一条の十四第七項第一号(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。)において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第四百三十条第一項(第八十三条第一項において準用す

る場合を含む。)において準用する同法第二百二十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項(第五十一条第二項、第五十三条第二項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十条第二項(第八十三条第一項において準用する場合を含む。))並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者、免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者若しくは少額短期保険業者と第二百七十二条の五第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者(保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であった者を含む、保険議決権大量保有者が法人(第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号及び第五十九号を除き、以下この項において同じ。))であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、保険主要株主若しくは少額短期保険主要株主(保険主要株主又は少額短期保険主要株主が保険主要株主又は少額短期保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要株主又は少額短期保険主要株主であった者を含む、保険主要株主又は

て準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項(第五十一条第二項、第五十三条第二項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十条第二項(第八十三条第一項において準用する場合を含む。))並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十条第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三条第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者(保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であった者を含む、保険議決権大量保有者が法人(第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同じ。))であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、保険主要株主(保険主要株主が保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要株主であった者を含む、保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主であった者を含む、特

少額短期保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人（特定主要株主若しくは特定少額短期主要株主（特定主要株主又は特定少額短期主要株主が保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主又は特定少額短期主要株主であった者を含み、特定主要株主又は特定少額短期主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社若しくは少額短期保険持株会社（保険持株会社又は少額短期保険持株会社が保険持株会社又は少額短期保険持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社又は特定少額短期持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社若しくは特定少額短期持株会社（特定持株会社又は特定少額短期持株会社が保険会社等の子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社又は特定少額短期持株会社）であった会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

一の二 第八条第二項、第九十二条第三項又は第二百七十二条の十第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

二 四 (略)

定主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人（保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社の子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

一の二 第八条第二項又は第九十二条第三項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

二 四 (略)

五 第十四条、第五十四条、第五十六条から第五十七条まで若しくは第九十一条第一項の規定、同条第二項において準用する商法第二百八十八条ノ二第五項の規定、第一百二十二条第二項(第九十九条において準用する場合を含む。)、又は第一百五十五条(第九十九条及び第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、準備金若しくは積立金を積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

六 十五の三 (略)

十六 この法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定又は定款に定めた取締役若しくは監査役又は重要財産委員会及び第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、社外取締役若しくは執行役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十七 二十三 (略)

二十四 第九十八条第二項又は第九十九条第四項前段若しくは第五項(これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。)

() の規定に違反して、認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を行ったとき、又は第二百七十二条の十一第二項の規定に違反して、承認を受けないで同項ただし書に規定する業務を行ったとき。

二十五 (略)

二十六 第一百条(第九十九条において準用する場合を含む。)

五 第十四条、第五十四条、第五十六条から第五十七条まで若しくは第九十一条第一項の規定、同条第二項において準用する商法第二百八十八条ノ二第五項の規定又は第一百二十二条第二項若しくは第一百五十五条(これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。)、の規定に違反して、準備金若しくは積立金を積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

六 十五の三 (略)

十六 この法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定又は定款に定めた取締役、重要財産委員会及び第五十二条の三第二項において準用する商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、社外取締役、執行役又は監査役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十七 二十三 (略)

二十四 第九十八条第二項又は第九十九条第四項前段若しくは第五項(これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。)

() の規定に違反して、認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を行ったとき。

二十五 (略)

二十六 第一百条(第九十九条において準用する場合を含む。)